と国 家の関係につ

特

第二十五巻

に 近 代 K 於 ゖ 稻 る H

陽

序

志によらずして、生れながら国家の住民となり、その法律の下にある。それは彼にとつて第一の自由の束縛、 すべて或る一つの国家に属してゐる。かれは法律によつて国家の命令に従はされてゐる。」かくて、 強制である。 人間は生れつき自由であるが、あらゆる場合に鉄鎖にしばられてゐる。」特に「ひとは近代の世界においては、 しかも、 彼はその国家と、法律とによって行動を規制される。それに服従しない場合は不利益を受け 人間は自己の意 即ち

家と法律とは、 かくして、国家と法律とによつて、二重の意味に於て強制を受ける。特に近代に於ては、それが益々著しい。国 益々人間生活の重要な部分に介入する様になつてゐる。

人人が常に考へて来たのであるが、近代社会にとつては、特に重要な意味をもつのである。 それ故にこそ、国家とは何か。法とは何かといふ問が人生にとつて、 本質的な問題なのであり、 古来より多くの

キが「かれの生活の外貌は国家の設定した規範によつて制約される。この規範は法律である。国家の本髄は何のな 共に、人間生活にとつての強制である点に於て、 `併し乍ら、この二つの課題は各々別々に提出され、別々に答へらるべき性質のものであらうか。 否、既に両者が 予想されてゐるのであるが、 国家の本質の考察に当つて、

かに見出されるであらうか。」と問うたとき、或は又法実証主義が法とは何か。それは実定法に外ならないと述べた(三) とき、両者の密接な関聯性、更に不可分性を洞察してゐるのである。

この国家及び法の本質如何といふ問題は両者の関聯性、 或は不可分性に於て答へられねばならぬ。

ければならぬ。ここに問題提起の意味があるのである。

先つ我々はその不可分性、

関聯性の意味如何、即ち法と国家とが如何なる関聯をなすかを考察しな

而してこの問題は昔から、 法が国家に「優先する」か、 又は国家が法に「優先する」か、 といふ形式で問はれて

優位を説いて来た。 なほ叉、国家法人説は国家を権利主体とすることによつて国家を法の中に入れ、 或は法主権説 社会契約に求めることに於て法の――それは淵源を究極に於て個人の意志に置く――の国家に対する究極に於ける

所謂実力説なるものは、国家特に国家権力の法に対する優位を主張し、之に対し自然法論者は国家構成の原理を

は法による国家権力の制約を主張することによつて、解決の道を見山さんとするのである。

他方法は規範なりとの認識を前提としつ」、

なほ一方より他

これらの見解は、一方国家は実在なり。

を免がれ得ない。特に、実力説的見解に対して新カント学派は実力は必然を生じ得るが当為をば惹起し得ないと非(四) 方を導き出さんとする如くに見える。さればこそ、存在と当為、従つて事実と規範の対立を無視するものとの非

英一ン

のみがこのイデオロギー的闘争の終止符をうつことが出来る如くである。 において之等の見解は、 かくして、 以上の諸見解は論理上、方法論上の難点に遭遇しなければならぬ如くである。それにも拘らず、 政治勢力の背景の下に常に自己の主張を貫徹せんと互に相争ひ、政治的勢力の絶対的優勢

の容易ならざる障碍であらう。 存在と当為との「超え難き溝」に加ふるに科学的客観的認識態度の困難性は、問題の解明にとつて

我々は何よりも先づこの事を銘記すべきである。

規範論理的立場が法が規範であることから出発したことは、 跳める事によつて解決を求めんとした。然し乍ら、かゝる彼の所謂不偏不党の立場そのものが客観的に見れば、 にせよ、この前提は自明の理であるが故に、我々も亦ケルゼンと共に法の規範なる事より出発しよう。 由主義的政治勢力のイデオロギーに他ならぬことも同時に併せ考慮すべきことである。それは兎も角、 之に対して、純粋法学の首唱者、 ケルゼンは政治的倫理的立場からの絶縁を宣し、 法が単なる規範であるに過ぎぬかどうかは問題である 且又問題を規範的対象として ケ ル ゼンの 自

ゼンによれば、(規範科学たる、)法学の対象としての国家は、法秩序でなければならぬ。即ち国家は実定法秩 法 規 範

性

ケル

序そのものであると結論する。 即ち彼によれば、 法は制約的要件と被制約的効果から成り、その本質は従つて一定の條件に強制行為を効果とし

難いことである。 てそれは一の当為判断であり価値判断的評価である。且つそれ故に、法規範又は法を命令として特色づけるは許 に法的な意味に於て結合されるだけである。この法の固有法則性を表すのに「べし」といふのが用ひられる。 てゐる命題に於て表はされる。 かくて法は当為であり、 而して前者と後者とは自然法則に於ける原因結果と同様な意味に結合されずに、特 規範であると共に何よりも強制規範である。 従つ

する、即ち〓或る 強制行為の 制約である限り於てのみ、 或法義務の内容である。 る。更に第二次規範の概念からそれの内容の矛盾対当を表はす要件は違法不法として特色づけられる。 彼は強制規範を以て、 第一次規範とし、それに対する制約要件中、 人間の行態は、 こゝに第二次規範の概念が生ず その矛盾対当が強制制裁 に服

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

定法秩序が成立する。 あらゆる法規範の妥当性の根拠は、終局に於いて根本規範に淵源することになり、 律は憲法によつて規範的妥当性を与へられる。最後に、憲法はその妥当性の根拠を根本規範に求める。 かゝる法規の分析から始めて、 彼は個々の法規範の妥当性の根拠をその上位規範に求め、即ち命令は法律に、法 かうして統一的法体系として実 かくして、

はなく、 べしといふ。この根本規範は一前提上一これ以上問題にされない。それは仮設であり、それ自身は条定されるもの 政法源が設定されることである。即ち、根本規範は汝等は法権威─君主、領民会議、議会等が命ずるやうに行態す かゝる根本又は始源規範の典型的内容は、その表現するところが法上拘束力あるものと認めらるべき或る権威、 法認識によつて前提されるものである。

以上は彼の法及び国家に就いての所論の要旨である。

心点である根本規範そのものが既に曖昧である。 かくの如く、彼は純粋法学的立場より、根本規範を頂点とする法の段階構造を説いたのであるが、彼の学説の中

蓋しラードブルフが批判するやうに「特定の法秩序の中に捕はれ閉ぢこもつてその意味を探索することを唯一の

規範の衡突に陥ることがないといふやうな思想ではない」ことを自認する。(九) 任務とする限り、法秩序の効力をば常に唯自己の効力の要求に従つて測定し得るが、一の法秩序の効力の要求につ いて、他の秩序との関係に於てこれを公正に決定することは、到底不可能である。(八) (然し乍ら=この否認し難い事実は) ケル ゼン自身「所謂義務の衝突な

「当為命題として観察する立場からは生ぜぬ」と述べて問題を打切る。

やうに思はれる。(土 あらゆる規範の衝突を公平に裁判する為には、意味の世界から存在の世界へ飛躍することが不可缺の 我々は「事実の規範力」へ進まねばならぬ。

法と国家の関係について

九

第二十五巻

り、 がない故に、結果に於て是認する事になる。従つて彼の主観的意図に拘らず、 である。それは一種の自然法であると批判されるのも当然である。 いであらうか。併し「法権威が命ずる様に行態すべし。」との命題は当為命題である。その限りに於て、価値判断であ 併し乍ら、果してケルゼンは規範論理を徹底せしめてゐるであらうか。彼の根本規範はこれ以上問題にされ得な 彼の峻別せんとする道徳的規範と何等形式に於て異る所がない。しかも、それは現存の国家秩序を批判する事 客観的には一つの政治的なる世界観

る。 たのも、 それ故に亦、純粋法学を標榜する彼が、根本規範を法認識に於ける仮設であり前提であるとして、問題を打切つ 彼としては止むを得ない。然し乍ら、それによつて彼は法の規範たる所以を究明する事を放棄したのであ

抑も、 かくて我々はこゝに於てケルゼンを超えて論理を進めねばならない。 当為 Sollen とは何であるか。当為の意味が問はれねばならない。

なければならない 先づ何よりも、 当為が人間にとつて、真の意味で当為たる為には、 論理必然的に主体的なる人間の自由を前提し

由意志」が存在しなければならない。あらゆる社会規範はそれが人間の行態に関する限り、評価規範として、 ないわけである。 カント曰く、「自由は云ふ迄もなく、道徳法の存在根拠であり……」と。それ故に、当為は自由を離れてあり得 かくて人間の意志の外部的表現としての行態に対する価値判断、 即ち評価の可能なる為には、「自 価値

ならぬことは論理必然的帰結であり、後述する如く近代市民社会の成立に於て歴史的にも実現されたのであつた。 従つて、法もそれが規範として妥当し得る為には、前提として自覚的存在としての、 自主的人格が確立されねば

判断の尺度であらねばならぬわけである。

Ö

てゐると観念することが出来る。

かくして、 法はとりわけ、 倫理によつて裏づけられねばならず、且現実に於て裏付けられてゐる。

(fa) その動機そのものが喪はれて来ないところの共同生活を対象するという事実を意味するに他ならぬ。併し外部的行機を対象とするが、これと反対に法は共同生活、個人の外部的な(唯問接にのみ又内部的な)行態のみあらはれ、 性が存在することは否定することは出来ぬ。 行為はそれが自主的主体の意識作用の所産として把握される限り、彼が合法的態度を如何に外部より強制されよう 態も道徳的評価を、 容態を要求するに過ぎず、 それは兎も角、 か」る見解は、 一例へば刑罰を恐れて法に服従するにせよ――そこには受動的であることもあらうが、 倫理と異り義務に基いて行為をなすべきことを要求するのでなく、たど一定の義務に適合した容観的な 法と倫理を峻別するカント的立場に反する如くである。即ち、その立場によれば、法は他律的規 倫理的意味で、自主的主体的人格が観念的にせよ、認められてゐる社会に於てはその主体の法的 内部的行態も法的評価をうけ得る。法と倫理に於ける上述の区別はかくの如く相対的である。 即ち法は合法性のみを要求するのであると主張する。それは即ち、 即ち、 自主独立の人格の行為たる限り、 抽象的な自由の一片が残され 道徳は個人とその動 なほ最小限度の自発 併し外部的行

人間は法の主体である。換言すればそれは最小限度の意味に於ける倫理主体である。 とになるであらう。 かゝる最小限度の意味に於ける抽象的な「自由意志」すら認められぬ場合は、「法は法的に何等義務づけない」こ(+K) かくの如く、「最小限度の自由」が認められる限り、 少くとも法義務の主体としての意味でも、

あるが、 くして、法が規範として人間を拘束し得る為の前提として、自主的人格の自由意志が存在すべきことは明かで 然らば次に人間にとつて法は如何なる意味に於て規範であり、 当為であるのか

元来、 客観的なる価値としての規範は価値判断主観、従つて人間を離れて考へる事は出来ない。 もし各人の利害

徳のみが、

法の義務づける力を基礎づけることが出来る。

自主的な人間にとつて当為たり、規範たり得るのである。そこで実定法に従ふことも道徳上の義務となる。

価値を有する。(+4) の最大公約数が求められる。それは「秩序の安定」である。 要求、目的が対立し矛盾せる現実社会に於て、一つの妥協点も見出せぬなら社会は存立出来ぬ。こゝに各人の要求 の任務は法的安定性、平和秩序である」かくの如く、法的安定性といふ価値を法はその中に内在せしめるが故に、 て、この最小限度の、併し乍ら最も普遍的な社会の要求が客観的な価値、当為として人間の眼に映ずるのである。 して法は如何なる法といへどもそれは其の内容を離れて存在自体によつて秩序の安定に奉仕するといふ一つの 社会存立の最低要件としての秩序安定こそ、 法の根本理念である。ラードブルフは言ふ、「その第 「秩序の安定」は社会の存続上不可缺である。

の最高の権力所持者が存在するならば、彼の命ずることは服従されるべきである」蓋し、彼のみが法的安定性を支 立法に委ねるのである。かくて、立法者は道徳より白紙委任状を与へられる事になつた。「或る共同体の中に一つ 併され、法規範が一定内容の道徳的規範にされることは決してない。むしろ道徳はこゝに於て、立法に服従し、 の規範力への契機を見出す。 の領域に於て初めて確定さるべき義務内容を、 かくの如く、道徳は実定法に服従すべく、人間を義務づけるが併し乍ら、法が単なる一部分領域として道徳に合 前述せるケルゼンの根本規範もこれと同じ事を表したものと考へ得られる。今や我々はエリネツクの事実 いはば白地引受の署名によつて承認する。(字) 即
ち
、 その内容の確定を 法

実定法に内在する目的とか、 それ故に、実定法は当為そのもの、規範そのものたり得るのであり、且人間の行態の評価の尺度たり得るのであ し乍ら我々は、以上に於て法の規範性を究めて法的安定性に辿りついたが、厳密に考へるなら、それは単なる 理念とかに過ぎぬものでない。 むしろ実定法こそ法的安定性の実現そのものである。

かくし

OLIVE 香川大学学術情報リポジト

し得る。 る。併し乍ら決して崇高なる規範でなく、 かくして法の規範性の根拠は道徳と自由との相互依存関係に於て、各々の最小限度に求めることが出来ると結論 飽迄も社会の存立にとつて必要な倫理的諸規範の最小限である。(字三)

註 (一) ケルゼン 一般国家学 清宮四郎訳 一〇六頁

(11) 同右 同頁

(三) 同右 同頁

(四) 同右 一一五頁

(七) 同右 二三〇頁參照

分

同右

一一八頁

(九) ケルゼン 前掲 二三一頁

一二三頁

(十) 前掲 二三二頁

(十一) ラードブルフ 前掲書 一一四頁

(十三) Kant: K,l,v,v,s 4. Fassnot S. 4 続いてカントは

「だが道徳律は自由の認識根拠である」と述べて両者が相互に

(十四) 千三 前提し合ふこと従つて両者の不可分性を認めている。 Kant: Metaphysik der Sitten lEinl. in d M. d. S. II 恒磁博士訳 ラードブルフ 前掲 五八頁

三二頁

法と国家の関係について

(十五)

同右

五五頁

真理がある。

第二十五巻

十六) J. Binder: Philosophie des Rechts S. 819. f.

(十七) 田中耕太郎 法と道徳 五二頁

(十八) ラードブルフ 前掲 二二〇頁

二十 同右 同右 六三頁参照 六二頁

二十二 G. Jellinek: Die soziolethische Bedeutung von Recht, Unrecht und Strafe 1878 S42 同右 二七〇百

Ξ 法の国家への依存性

決定に委ねたのであるが、然らば立法者たり得るものは誰か。 前述の如く、 我々は法の規範性の根拠を「法的安定性」と「最小限度の自由」に求め、 更に法の内容を立法者の

を制定する権限を有する事を証明してゐるのである。かくて実力を有するものが王となる。 る法律観に対して、自己を貰徹し得る意志の権限に属しなければならぬ。法を実現し得る者はその事によつて、 つて維持出来ぬ。かくて何人かが何が法であるべきかを確定する事を要する。その為には法の制定は一切の抵抗す 矛盾対立せる人間社会に於ては、我こそは立法者なるべしと各々が相争ふ。併し乍ら共同の生活の秩序は争によ こゝに実力説の一面 法 0

なる力が現はれる。故にイエーリングは「実力のない法は、 およそ法にして政治的権力を背景としないものはない。蓋し法よりそれを覆ふ規範のベールを取去れば、 法の諸規約を実現するところの実力があつて始めて、法は法として在ることが出来、法として在るべきところ 何らの現実性をも持たぬ空虚な名前である。 何となれ 赤裸

ば

四四

うとするところの欲求の表示である。 こゝに於て、法が命令であり、力の秩序であるといはれる根拠がある。又オースチインによれば法は命令でなけれ 規範性に負うてゐるのである。 ある事を注意しなければならない。蓋し単なる力の秩序、命令の秩序が法により神聖化される。 のものとなることが出来るからである。」と述べた。法は窮極に於て Macht 的なるものに基礎づけられねばならぬ。(三) ば、Macht ist Recht といふ事になる。然し乍ら、こゝに我々は法が権力者の侍女として、彼に奉仕するもので 命令とは命令を発する者がこれを拒む者に対して、制裁を加へることによつて確実に実現せしめて行か 故に命令は力を背景とし、強制を手段として実現される。これを誇張してい しかもそれは法の

者である。多元的国家論者ラスキすら、「国家は近代の社会機構における頂短である。国家の特質は実に国家が国 家を除く他の一切の社会的団体に対して、断然優位を占めてゐるといふ点にある」と指摘せざるを得なかつた。 制度の打破を完成し、自主的個人人格の上に近代国家を打ち立てた。かくて近代に於て、国家が社会の最高の支配 会や、封建諸侯も亦立法者たり得た。然し乍ら近世に於けるブルジョアジーの擡頭は今や信教の自由の獲得、 それは兎も角、 故に法は国家を前提とする。法は国家に先立つて在るものでなく、国家の中に於て始めて在り得るものである。 かくの如く、 (七) 法はとりわけ近代に於て国家に依存せざるを得たい。前述のオースチンの命令説も、 我々が法の窮極に力を求めてゆく場合最強の力のあるものは誰であらうか。中世社会に於ては教 具体的には主

念必然的に支配の対象たる国民、領土を内包するわけであるが、 かゝる支配の 客体を求心的に 支配する 権力主 勿論こゝに於ける国家とはラスキのいふ如く、権力組織としてのそれを意味することは当然である。巨大なる権 他の如何なる社会的力をも摺伏し得るのである。かゝる国家は、それが支配を目的とするが故に、概

法と国家の関係について

権者の命令を以つて法であると考へた。近代社会に於ける主権者は国家に他ならない。

体 する事を意味するに他ならぬのである。 従つて国家権力が中枢をなしそれが本質たるのである。されば、国家権力こそ国家を構成する原動力であり、 従つて厳密にいへば、法が国家に依存するとは、国家の中枢たる国家権力、 即ち国家の主権者に依存

然し乍らがゝる見解に対して近来、法社会学の立場より、「国家法のみが法でない。社会ある所に法あり ubi soci かくて法は国家権力を背景として自己を貫徹し、法的安定性を実現し、真の意味で実定法たり得るのである。

etas,

ibi lus との反対がある

Ordnung der gesellschaftlichen Verbande ムルンツ 生きた法 lebendes Recht といふべきものである。 し法規の形とはならないのである。それは国家によつて制定せられたのではなく、 社会団体の内部的秩序 innere 決がはじめて法を作るのでない。法は争に先立つて、現実の社会生活自体のうちに、一定の秩序として行はれてゐ 法の大部はたとへば婚姻、 - リッヒによれば、法規の大部分は、歴史的にこれを見れば、裁判所の判決規範から形成された。けれども判(f) 親族、団体、占有、契約、相続のような社会関係の内部的規律として、直接に成立 おのづから存在するものである。これこそ現実の社会における

際権力者による恣意的不公平を防ぐ為には裁判規範を定立するにしくはない。 勢力によつて、再び秩序回復されねばならない。そのために中心勢力即ち権力者によつて、裁判が行はれる。 ところでこの生きた法は社会の内に自然発生的に生じた平和の秩序であり、平和が破れんとするとき社会の中心 かような事情によつて、 判決の基準 その

判決規範従つてケルゼン的に表現すれば強制規範は行為規範の侵害を防止し、或は侵害された場合に、 従つてエ ーリツヒによれば、 ケル ゼンとは逆に、生きた法としての行為規範こそ、第一次の法の存在形態であり 秩序を回復

とすべきものが形式化せられ文字の表現をともなふと、それが法規となる。

する為の第二次的な法の存在形態に過ぎない。

更にエーリッヒは「生ける法」を更に具体的な一定の事実関係、 彼の所謂 Taschen des Recht に還元した。

くて法社会学によれば法規の終極的根拠乃至淵源は現実の社会的諸関係の中にあり、

法規を作る人間の精神活

動はその単なる媒介的契機にすぎない。

従つて生ける法を法として定義づけることは、 エーリツェ等の法社会学の立場は宗教道徳習俗等の他の社会規範と、 法の概念を曖昧ならしめる。 之は法社会学の方法論上の難点 法規範とを分つ基準が明か でな

なのである。生ける法は相対立し相矛盾する当時者の間に於て自己を貫徹する。しかもか(主) (古) (古) なりるとの存在そのものが社会諸個人の間に存在する対抗矛盾関係を含み、 ーリッヒは「生ける法」を平和な社会関係の面に於て把へる傾きがある。然れども社会の現実は矛盾に しかもか」る社会的強制は倫理 かつ対抗矛盾関係の結果 の

如き社会規範も有する

素材として立法者の立法活動に直接間接影響を与へるが、立法者は自己の主体的立場より合目的、 社会の上に現れる。それは社会の矛盾の深刻化に伴ふものであり、従つて量より質への転化が生じたわけである。 に於て、 かくして生じた政治権力、従つて国家権力は「生ける法」をそのまゝ認証するのでない。「生ける法」は法規の しかも社会の発展は矛盾対抗関係を益々激化せしめる。もはや「生ける法」を以ては、 社会に内在する秩序安定の要求はかくる対立を抑圧するものを求める。 かくして強力な組織的政治権力が 規律し得なくなる。 意識的に取捨選

択を加へ、「生ける法」を或は放任し或は抑制し、或は助長し或は禁圧する。

かくの如く法が第極に於て国家権力によつて保障されねばならず、現実にそうである事は明かである。法社会学

ある。 の重大な誤りは、 先述の量より質への転化を見逃し、従つて法よりかゝる権力関係を捨象して了つた点にあるので

社会意識の下に一定の秩序が形成せられる。(主)とりわけ、近代社会は商品の等価交換社会であり、そこでは商品交換の円満に行はれるを維持し保証せんとする

経済が順調である限り、 1る等価原理に基く容観的秩序は資本主義社会に於ける「生ける法」である。 国家権力の保証を要しない如くに見える。 か」る「生ける法」は資本主義

反動的封建勢力であつた。) 家権力によつて保護されねばならぬ。 が生れた。併し乍ら、 アダムスミス時代のイギリスを例にとつて見ても、そこでは「国家からの自由」が謳はれた。「夜警国家」の語 彼等にとつて、国家は「必要なる悪」であつた。蓋し、資本主義社会はそれを破壊せんとする内外の敵から国 彼等は国家を抹殺しようとしたのでない。彼等の主張は国家の干渉の「最小限度」を期待し (特にこの段階に於ける資本主義の正面の敵は今日の如く労働階級でなく、

はナポレオン法典を制定して、国家権力を背景として封建的慣習を駆逐したのであつた。 かくの如く、 かくしてフランス革命に勝利せるブルジョアジーは内外のアンシャンレジームと戦ひ、 近代実定法秩序は、国家権力を媒介として、資本主義社会の上に築き上げられたものである。 封建的桎梏を打破し、 或

註 ラードブルフ前掲 一一九頁

同右 同頁

≘ Rudolf Jhering: Der Zweck im Recht 1Bd 5. Auf. 1916 S. 196

9 John Austin; Lectures on Jurisprudence of the philosophy of Positive law vol 1.5th ed. 1885 P. 88, 89

OLIVE 香川大学学術情報リポジトリ

(十五)

戒能通孝他

法社会学の課題

一〇七頁

金山正信教授著同題

(六) Max Seydel: Grundzüge einer allgemeine Staatlehre, P73 S. 13

(山) John Austin: ibid, P330

(八) ラスキ 国家―理論と現実― 石上良平訳 十二頁

(九) Ehrich: Grundlegung der Soziologie des Recht, S141

(十) Ehrich: Grundlegung der Soziologie des Recht, S138

(十二) 川島教授 法社会学に於ける法の存在構造 二〇一頁(十二) Ehrich: Die Soziologie des Rechts 高柳教授訳 十五頁参照

-四) 同右 三二頁

四国家権力の法への依存性

法、 特に近代法が国家権力によつてその実効性を保証されるべきであり、 且現実に於て保証されてゐる事は明に

的性の原則に他ならないところの所謂国家理性の支配する領域である」かゝる徹底した力の世界に於て一片の法な は、決して法律的解釈を要求するものではない。否かゝる解釈を許容することさへしない。これは、 すぎざる如く見える。パシュカーニスはいふ、「階級支配の組織としての、及び対外戦争指導の組織としての国家 されたがそれでは法と国家権力の関係は、 かの実力説的見解を徹底せしむれば、「力は正義なり」といへる如く、法は支配者にとつて無用であり、束縛に か」る一方的なる依存関係に尽きるであらうか。 赤裸々な合目

法と国家の関係について

二九

端に言へ 我 々が民主制の一つの典型とする所の古代ギリシャのアテネの都市国家も亦かくの如きものでしかない。

個々に孤立されて居らねばならぬ。支配階級は団結しなければ、多数なる被支配者を支配することが出来ぬことは Ł かうであつたといへる。 見自然法則に反する現象は何によるか。それは何よりも先づ小数が組織されて最大限の力を発揮し、 乍らか」る 支配関係はウイザーの か」る秩序は力の秩序であり、 指摘する如く、 権力の秩序であるにすぎぬ 少数による多数への支配として行はれてゐる。(二) かくの弱

<

法は

無用の長物に過ぎない如くである。

古代の奴隷主の奴隷支配、

中世の封建的領主の農奴支配の関係は正に

員には互に相対的なる自由が認められてゐるが故に― 支配階級の内面的秩序としての組織規範である。併し、 階級を構成する各成員にはその相互の地位と任務とを指示しそれを通じて支配階級を組織するが故に、 かくして先づ支配階級の階級組織が必然的に生じてくる。それは階級支配を達成する為の権力組織であり、 -反面被支配階級には自由の一片だに与へられて居らぬ それはエーリッヒの「生ける法」としての組織規範が無意 しかも各成 支配

自明の理である。

来る。然し乍ら、かゝる強制は自由なき人民にとつてはもはや規範的意味をもつものでなく単なる命令であり、(四)(四)に規定され規則的に行はれるが故にそれをケルゼンの用語を借用すれば「強制規範」と呼ぶ事がは 出織規範の下に規定され規則的に行はれるが故にそれをケルゼンの用語を借用すれば「強制規範」と呼ぶ事が 識的自然発生的であるのと異なり、意識的、目的的であり従つて後者よりもより組織的であり緊張せるものである。 支配階級は自らをかゝる強固なる権力組織に賴んで、 被支配階級に対し支配を、 従つて強制を行ふ。 かゝ ムる強制 極 出

ば暴力としか映らぬであらう。

於ては支配階級たる奴隷所有者達の民主制があるのみであり、 彼等の数倍に当る奴隷達はその支配の下にあつたの

そこに

であることを忘れてはならない。

把握することが出来、社会のすべての人を構成員とする国家が成立するのである。 に基礎を置く所の近代資本主義社会に於て始めて達成されるのである。 めた全体的社会組織が成立することが必要である。かゝる前提が充されて始めて規範としての法がすべての人間を 味で法となる為には、 従つて先に述べた組織規範、 すべての人民が形式的にせよ、 強制規範を十全なる意味で法と呼ぶ事は躊躇しなければならぬ。それが完全なる意 「最小限度の自由」を獲得すること、及びこれらの人々も含 か」る条件は労働生産物の交換

に於て、支配階級自体のみの法を要するものであり、それなくして支配は不可能である事を主張するものである。 之 それは兎も角、私はパシュカーニスに対して、古代の奴隷支配、中世の農奴支配といへども、以上述べたる如き意味 即ち国家権力の法に依存する第一の場合である。

は常に精神なり。」と慨嘆せざるを得なかつた。(五) は知るか。それは物理的なる力の無力なり、この世に二者あり剣と精神これなり。永き目を以て見れば、 意によつて存続するのである。」と、述べた。こゝに彼の実力説より、所習承認説への転機を見出す。 るから、 定なるを免れぬであらう。 然し乍らかゝる組織された権力による支配も単に物理的力を基礎とする限り、力と力の関係に週ぎず、 そうして、 人民の服従は自発的であり、 かのナポレオン一世はロシャ遠征に失敗して、「この世に於て余を驚嘆せしめたものを汝 先のオースティンも「政府は人民の服従によつて存続するものであ または自由であるからすべての政府は人民、 若しくは大多数の同 剣に勝つ 常に不安

承認する対象すら認識し得ない白痴や幼児がこの世に存在するといふ事実の前には遂に破れざるを得ない。 んとする限り、「強制された承認」「無意識の承認」をも承認の中に含めざるを得なかつた。けれどもか」る修正も 支配の基礎を彼支配者の下よりの精神的支持に求める承認説は、それにも拘らず一 は承認と いふ心理的事実に拘泥する限り実証的に反駁されるであらう。それは承認をすべての人に迄拡大せ 面の真理に過ぎぬ。 それを

「秩序」の理念は

彼にとつて、

一つの価値判断の尺度である。

が出来る。 る。 ない一)その他の理念と並んで「秩序」の理念はかくてすべての自覚的人間にとつて当為として妥当する。 ると判断するからに他ならぬ。 全部でないが一部の人が現在存続せる一定の支配秩序を不承々をにせよい か」る事実はその秩序の中に少くとも何等かの意味又は目的が内在してゐる事を物語つてゐる。 蓋し自由に判断しうるは自覚的人間のみであり、 承認説 普遍的な倫理的最小限としての秩序の価値は否定しないであらう。 彼等に於て共通なものは支配秩序がその存在自体によつて、 の説く所は全部間違つてゐるのでない。 か」る判断のある所には、 当然秩序に内在する客観的価値即ち理念を予想すること 彼等は崇高な理念に従はんが為に止むなく秩序に反逆 其の主張は一部の現実と合致する。 承認してゐる事は否定出来ない事実であ 共同生活の秩序を維持安定せしめ (一秩序なくして社会は存立し得 則 ち 被等は色々 被 支配者 従って 0)

る外ない。その結果、又承認説の部 (八) 力は「秩序」の理念を媒介として、 り立てる。それによつて彼は自己満足する。かゝる人間に対して、単なる力の支配は不可能である。かくて国家確 来ぬ。彼は何等かの理念に従ふ場合にのみ、 人間 は盲 目的他律的に行動することを欲しない。 叉承認説の説く如き心理的実効性を得ることが出来るのである。 規範の型態をとることによつて、 自覚的 人間の誇りを充すことが出来る。 常に 何等かの 彼等に客観的に通用し、 価値判断によつて、 理念の表象が彼を行動へと駆 行為しなければ承知 服従義務を生ぜしめ 出

こゝで述べた 「秩序の理念」とは即ち法的安定性に他ならぬ。 もはや独立自由なる近代的人間にとつて、 ールを被らねば人間を支配することは出来ぬ 単なる

暴力の支配は耐え忍ぶ事は出来ぬ。近代国家権力は法といふ規範のべ

も無視するならば、

擬制たるに終るであらう。 (七)

 $\widehat{\Xi}$

Friedlich Wieser:

「最も強い者でも腕力を法に、 服従を義務に変化せなければ充分強くない。」(ルツソー)(九)

然るにかゝる法の機能はパシュ

カー

ニスによれば「純粋な物神崇拝」に過ぎず、中世に於ける宗教的神学的思惟(十)

かくして国家はこの意味に於ても、 法に依存しなければならぬ事は明になつた。

ぬ人々に教へることによつて、権力支配を神聖化した。然れども之に反し近代人は「自由意志」の担ひ手として法 縮は神より定められたるものなり。 」云ふ迄もなく、 と区別されない。 p 書十三章第一節に曰く「人各上に立てる諸権に服すべし。蓋し権にして神より出でざるなく、 宗教はかく神の前にひれふす所の、 現世的には価値の認められ 現にある所の

配を打破して法の支配を確立した事を教へるのである。

の前に対決する。

この明白なる相違を忘れ、

法と宗教との作用を同視してはならない。

歴史は自覚的人間が宗教的イデオロギーの

支

註 パシュカーニス マルクス主義と法理学 佐藤栄訳 一四八頁

Das Gesetz der Macht1921, S1. 容服

 Ξ 発生しうる。そこに彼等自身に対する强制規範も必要とされる。 それは場合によつては個々の支配者を抑へ、 被支配 かくる組織規範は対外的予盾の結果であるが 同時に階級支配なるが故にその利益の配分の為に 支配階級内部の軋轢も 者を保護する。

(四) Ξ ラードブルフ この强制規範は先行する行為規範をもため、 でも法としては不完全である。 **藍し被支配者は自由を認められぬ点で家畜と異ならぬ。 従つてこの意味**

를

第三号

Austin: Lectures on Jurisprudence of the philosophy of Positive Law vol I, 5th ed, 1885 P296

七 尾高朝雄博士 実定法秩序論 二一頁以下容照

承認説は支配階級の相互信頼に基く組織に於て真の処を得るのであらう。

従つて結論として最小限度の自由もつた人間以外には法義務はないという事になる。

九 社会契約論 并伊玄太郎訳 八

五 結 語

(十)パシュカーニス

前揭密

五一頁

然し乍ら、

か」る「さすらひ」は決して無駄ではない。

蓋し、かくして国家特に国家権力といふ「存在」Sein が

して、事実の世界に飛躍しながら、再び法的安定性を媒介として再び規範の世界に帰らざるを得なかつた。 _ያ くして我々は国家と法の関係の解明に当つて、法の規範性といふ周知の事柄より出発し、 法的安定性を契機と

- てゐる所の近代社会に於て実現されたのであつた。 法といふ規範 Sollen と相互に依存し合はねばならぬことを見出した。 しかもそれは特に自由なる人格の確立され

なければならぬのは当然であらう。 従つて我々が両者の依存関係を具体的に如実に把握せんとする場合、どうしても近代社会との聯関に於て把握

同質同等、 成立、そして人間が何者にも束縛されず彼の自由に生産物を処分し得る事と、人間が相互に尊重し合ひ、その労働が 等価交換を媒介として成立する所の、近代商品社会、特に資本主義社会に於て、交換が成立する為には、分業の 従ってそれの本体たる人格が平等であることが何よりの條件であり、 又社会はからる独立、 平等の人格

を必要としこれを作り上げる。歴史的、発生的には生産力の発展に伴ひ、人間は労働生産物の商品への転化の社会

はもはや動かし難いものとなる。

的過程に於て法的人格たり得る。更に具体的にいふなら、この社会に於て、すべての人間は商品の所有者として現(一) れる。即ち、 その限りに於て自由、平等なる対等の立場で関係し合ふ。云ふ迄もなくかゝる法主体は先述せる如く、ブ 一方には資本家が巨大なる資本の所有者として、他方には無所有者も自己の一部なる労働力の所有者

ス半命に於て国民主権、 彼は近代国家の主人公となつた。 ルジョアジーの政治権力を媒介として成立した。 かくして、 ブルジョアジーは自ら国民すべてのために自由平等の法秩序をつくりあげたのである。 (二) 天賦人権、 所有権の不可侵をかかげる憲法を「憲法制定権力」として制定した。かくして 即ち、フラン

権力はその型態及び内容迄も法によつて厳重な規制をうける。之れ、即ち「憲法制定権力」より「被制定権力」へ 力が等価交換を保証するこの法秩序を乱すことを欲しない。従つて自由平等の法秩序の保護者を以て自任する国家 の転化である。かくて、三権分立、 しかも彼はかくる形式的なる自由、平等の秩序が安定してゐる限り、彼は資本の利潤を確保出来る故に、 立法府の優越が成文憲法に規定されることによつて、所謂「法治国家」の理念

国家権

場で現れざるを得ぬ。即ち自由平等なる法秩序に於ける一人格として登場する。私法に於ては「国庫」として、公 かくて、 更に法の下に立つことになつた近代国家は、実質的には支配の下にある他の法主体に対しても平等の立

実を覆ふものである。 法に於ては「国家法人」として。国家人格化の覆面は人間の人間に対する支配といふ、民主主義の理想に反する事 かくして、国家に立法の使命を與へる法的安定性の思想は、同時に国家自身の拘束をも要求する。(四) 我々は「法宝

権説」或は「国家の自己義務づけ」の学説に於て、一層よくそれを見ることが出来る。 法と国家の関係について

三五

LIVE 香川大学学術情報リポジト

を離して認識し得ぬ。之れ、即ち国家と法との同一なることが唱へられる所以である。 以上に於て我々は特に近代社会に於て、国家と法とが不可分の関係にあるかを見た。近代に於てもはや法と国家

三六

第二十五巻 第三号

(11) 尾高朝雄博士著 法の窮極にあるもの 二〇七頁

(四) ラードブルフ 前掲書 二七〇頁(三)ケルゼン 前掲書 一五二頁